

# 石木ダム工事差止請求控訴審判決に対する声明

令和3年10月21日

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会	代表	森 直明
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表代行	篠崎 義彦
石木川の清流とホタルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介
石木ダム建設に反対する川棚町民の会	代表	炭谷 猛
いしきを学ぶ会	代表	森下 浩史

本日、福岡高等裁判所において、石木ダム工事差止請求控訴事件について、控訴を棄却する不当判決がなされた。

本訴訟は、石木ダム建設予定地とされている川原(こうばる)に居住する者を中心に川棚町民、佐世保市民を含め全国の400名以上の控訴人が、客観的に全く必要がない石木ダム工事を続行しようとする長崎県・佐世保市に対して、人格権に基づき工事の差し止めを求めた訴訟である。

福岡高等裁判所は、居住者らに工事の差止を求める権利はなく、工事が控訴人らの人格権を侵害しないとして、控訴人らの控訴を棄却した。

石木ダム事業がダムありきの不必要な事業であり、これに基づく工事もまた不必要であること、同工事がこうばる地区に居住する13世帯の居住者らの平穏生活権(自ら選択した土地で継続的かつ平穏に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利)を侵害するものであること、さらに、この侵害は金銭で補償できるものではなく、工事続行が絶対に許されないことは、私たちが繰り返し裁判所内外で主張してきたところである。

今回、裁判所は、事業及び工事それ自体の不合理性から目を背けて居住者らの控訴を棄却したのであるが、むしろそのような判断手法をとったがゆえに、本件事業がダムありきの事業計画であり、必要性のない事業及び工事であることについて、居住者らは、より一層強く確信している。

居住者らは、長年にわたり、石木ダム事業によって人生を翻弄されてきたが、事業及び工事の不合理性から目を背け、起業者による居住者らの人権侵害に手を貸す本日の判決は、強く非難されるべきである。このような違法な事業で居住者らの人権を侵害する状態が継続することは絶対に許されないし、ましてや居住者らを強制的に排除することはなおさら許されない。私たちの石木ダム計画が撤回されるまで闘うという決意はこの不当判決で何ら揺らぐものではない。

そこで、私たちは、本判決に対して速やかに上告等の手続をするとともに、裁判外においても、違法な事業を中止させ、居住者らの人権を守るために、これまで以上に闘い続けることをここに宣言する。

国あるいは起業者である長崎県及び佐世保市は、この私たちの断固たる決意を真摯に受け止め、即座に、客観的に明らかに不合理である石木ダム事業計画を撤回していただきたい。

以 上